

第46回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、上記の事項につきましては、当社ウェブサイト
(<https://www.adniss.jp>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

アドソル日進株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレートガバナンス

- ①取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「企業理念」、「経営理念」及び「企業行動規範」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規則」その他社内規則に従い、当社の職務を執行する。
- ③代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を取締役に報告する。
- ④監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査組織及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

(2) コンプライアンス

取締役及び使用人は「法令」、「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規則」その他社内諸規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を確保するとともに、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

- ①代表取締役は、財務報告に係る内部統制を構築・運用する。
- ②取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。
- ③監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

(4) 内部監査

代表取締役直轄の内部監査組織を設置するとともに監査責任者1名及び必要に応じて監査担当者を任命する。内部監査組織は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。また、内部監査組織は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところに従い、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料とともに適切に保存し、管理する。

また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は、事故や故障若しくは、自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

会社の事業展開に伴うあらゆるリスクに適正かつ迅速に対処できるようにするための社内規則を整備し、リスクの的確な把握、適正な対処、監視・責任体制を明確にする。

また、各種社内委員会の設置及び各種マネジメントシステムの活用とともに、使用人に対する教育研修によるリスク管理意識の向上などを通じて、個々の職務執行に伴う具体的なリスクの識別・評価・監視・管理の実効性を高める。

さらには、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、指定感染症の拡大防止を目的とした政府・自治体による緊急事態宣言、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、あるいは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開できるよう、事業継続計画を策定し対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、代表取締役を補佐する機関として経営会議及び各種社内委員会を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を行う。

(2) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため、子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けるとともに、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。なお、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は職務の執行に係る役職を兼務しないこととする。並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することができるものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役が、監査役の職務の遂行に必要な事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- (2) 監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要事項に関する情報を入手ができる体制とする。
- (3) 監査役が、会計監査人及び内部監査組織と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役への報告体制を整備し、また、報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する旨を明確にし、周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、担当組織が確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査組織の監査役との連携

内部監査組織は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することができる。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①企業行動規範を定め、取締役会・経営陣は、企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮しています。

②コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係わる規則等を整備し、当社の取締役及び使用人等が規則に準拠した業務運営にあたれるように研修等を通じ指導しています。

③「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を確保するとともに、経営の効率化とリスクの管理を両立させ、財務報告に係わる内部統制が有効に機能するよう、全社レベルでの最適化を図っています。

④内部監査組織は、社内規則に基づき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性と適正性等を監査しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規則」等に基づき、適切な保存期間を定め、保存及び管理をしています。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができることとなっています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役・経営幹部を構成員とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンスに対するリスクを管理しています。

また、「事業継続計画」を策定し、自然災害や指定感染症の拡大防止を目的とした政府・自治体による緊急事態宣言下においても、従業員等の安全を確保し、事業活動への影響を最小限にとどめるため、適時対応しております。さらに、内部監査組織は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性及びこれを確保するための体制の運用の有効性をモニタリングし、当社のリスクを早期に発見し、解決を図っています。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規則」に則り、月1回定例開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制となっています。また、職務権限と責任を明確にして、適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にしています。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めるよう体制の整備を進めています。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会は総務担当組織が事務局として、その支援を行っていますが、監査役が監査役補助者を置くことを求めた場合には、当該監査役補助者を配置するものとしています。また、監査役補助者は、取締役の指揮命令を受けず監査役の指揮命令下で職務を遂行することとなっています。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、定期的又は必要に応じて当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い業務執行状況等の説明を求めることができることとなっています。

- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査役は必要に応じて、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用できるよう規則に定め、これに伴い生じる費用は、当社にて負担しています。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施し、また、会計監査人及び内部監査組織と連携をとることにより、監査役の監査業務を効率的に進めています。

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
2020年4月1日期首残高	524,136	229,135	143,487	372,623	39,000	2,717,000	797,827	3,553,827
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	28,157	28,157		28,157				
剰 余 金 の 配 当							△313,490	△313,490
別途積立金の積立						500,000	△500,000	－
当 期 純 利 益							924,360	924,360
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	28,157	28,157	－	28,157	－	500,000	110,870	610,870
2021年3月31日期末残高	552,293	257,293	143,487	400,780	39,000	3,217,000	908,698	4,164,698

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日期首残高	△56,193	4,394,393	41,601	41,601	118,910	4,554,904
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		56,314				56,314
剰 余 金 の 配 当		△313,490				△313,490
別途積立金の積立		－				－
当 期 純 利 益		924,360				924,360
自己株式の取得	△113	△113				△113
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			138,714	138,714	△1,589	137,124
事業年度中の変動額合計	△113	667,071	138,714	138,714	△1,589	804,196
2021年3月31日期末残高	△56,306	5,061,464	180,315	180,315	117,320	5,359,100

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ii その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～47年

工具器具備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア（自社利用） 5年

販売権 10年

(3) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④ 工事損失引当金

数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。

期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

② その他の工事

工事完成基準を採用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 工事進行基準適用による収益認識

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額：3,089,881千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表の注記事項と同一であるため、記載は省略しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 443,022千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 7,299千円 |
| 短期金銭債務 | 62,448千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	569,393千円
営業外取引	566千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式 (注)	103,916株	43株	—	103,959株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	235,679千円
賞与引当金	104,747千円
未払法定福利費	16,407千円
未払事業税	20,081千円
未払事業所税	3,402千円
貸倒引当金	214千円
その他	67,888千円

繰延税金資産小計	448,422千円
----------	-----------

評価性引当額	55,801千円
--------	----------

繰延税金資産合計	392,621千円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	79,579千円
--------------	----------

繰延税金負債合計	79,579千円
----------	----------

繰延税金資産の純額	313,041千円
-----------	-----------

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 566円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 100円10銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。